

# 箕面市立北小学校

## 学校いじめ防止基本方針

箕面市立北小学校  
令和8年(2026年)4月改訂

## －目次－

### I いじめに関する基本的な考え方

- 1 箕面市立北小学校いじめ防止基本方針の策定について…………… |
- 2 改訂のポイント…………… |
- 3 いじめの定義…………… |
- 4 いじめ防止対策に関する基本理念…………… 2

### II いじめの未然防止

- 1 子どもや学級の様子を知る…………… 3
- 2 豊かな学びの実現…………… 3
- 3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり…………… 4
- 4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる…………… 4
- 5 保護者や地域の方への働きかけ…………… 5

### III いじめの早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める…………… 7
- 2 いじめ発見のきっかけ…………… 8
- 3 早期発見のための手だて…………… 8
- 4 相談しやすい環境づくりをすすめる…………… 9
- 5 地域の協力を得る…………… 10

### IV いじめの早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ…………… | 1

### V SNSやインターネット上のいじめへの対応

- 1 SNSやネット上のいじめ…………… | 2
- 2 未然防止…………… | 2
- 3 早期発見・早期対応…………… | 3

### VI いじめ問題に取り組む体制の整備

- いじめ問題に取り組む体制の整備…………… | 4

### VII 重大事態への対処について

- 重大事態への対処について…………… | 5

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## 1 箕面市立北小学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、いじめのない学校づくりに向けて、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。このことから、平成26年に、本校におけるいじめ防止基本方針を策定した。(平成28年一部改訂)

しかし、令和元年度、令和2年度に市内小中学校においていじめ重大事態が頻発し、箕面市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関である「箕面市いじめ等調整委員会」や「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言を受け、教育委員会が、令和3年11月に「箕面市いじめ防止基本方針」の改訂を行った。このことを受けて、本校においても、従来の方針を見直し、さらにいじめ防止に向けた取り組みを強化する。

さらに、令和8年(2026年)4月、教育委員会は近年の不登校児童の急増にいじめが背景にあるリスクや、1人1台端末等のデジタル環境の進展、国の最新の生命(いのち)を守る総合対策を踏まえ、同基本方針の再改訂を行った。これを受け、本校においても令和8年度4月に当方針をさらに見直し、いじめによる「重大事態」への迅速な移行判断、デジタル空間における未然防止、教職員の主観に頼らない組織的アプローチの徹底について追記し、取り組みをアップデートする。なお、当方針については、国、府、市のいじめに関する方針などを参酌の上作成し、ホームページ等で公開する。

## 2 改訂のポイント

箕面市いじめ防止基本方針の改訂内容に即して、主に次の3点について改訂を実施した。

1) いじめ対策防止推進法(以下、「法」という。)による「いじめ」の定義は、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっているが、心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい児童もいることから、いじめ行為の対象となる児童の認識にかかわらず、障害特性を有する児童を含め、すべての児童の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。(令和3年8月の「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言に含まれている。)

2) いじめ事案発生後のみならず、法第22条に規定する学校におけるいじめ防止等の対策のための常設組織として、「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について、組織的に常に確認することを明記した。(「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言に含まれている。)

3) いじめ問題に対する具体的な取り組みなどの時点修正や新たな取り組みを加筆し、更に充実した学校教育活動をめざした方針とした。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・SNS等に、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる。

また、障害特性を有する児童や自身の思いを表現することが苦手な児童は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童もいることから、いじめ行為の対象となる児童の認識にかかわらず、障害特性を有する児童を含め、すべての児童の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(箕面市いじめ防止基本方針より参照)

### 4 いじめ防止対策に関する基本理念

いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校は、以下の事項をいじめ問題に対する基本的な認識として、取り組むものとする。

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。

- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むものとする。

## II いじめの未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」を基本に、いじめ未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「好ましい人間関係を築く」「豊かな心を育てる」など、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

さらに、次に示す観点をもって、児童・保護者のいじめに対する意識や、生活背景、地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取り組みを計画、実行する。

### 1 子どもや学級の様子を知る

#### 1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。子どもの立場で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る意識を持つ。

また、行動面や現象面だけに囚われず、その背景にある暮らしの様子や心理的な要因にも注目し、保護者や地域とも連携、協力し、効果的な手立てを追求する。

#### 2) さまざまな情報を収集・分析する

子どもたちの個々の状況や、学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、箕面子どもステップアップ調査の生活状況調査を有効に活用する。

また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切に引き継ぎを行う。

保護者と学校間でやりとりを行う連絡帳(学習支援ソフトtomoLinks)に記載された些細な情報にも注目し、家庭での様子などの把握にも努める。

### 2 豊かな学びの実現

#### 1) 規律と主体性のある授業づくり

「箕面の授業の基本」をもとに、箕面市がめざす「課題解決的な学習」に取り組む。子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつような授業をめざす。

#### 2) 北小学校の授業で大事にしたいこと

##### ①めあてとふり返し

- ・めあて(課題)を持って授業に取り組み、そのまとめ、ふり返しを行う。

##### ②聞く

- ・相手意識を持って聞く。
- ・話をする人を見て、最後まで聞く。

### ③話す・説明する

- ・名前を呼ばれたら、返事をする。
- ・発言の際、文末まできちんと話す。
- ・ゆっくり、丁寧な言葉づかいで話す。

※授業の基本的な型 [つかむ]→[考える]→[交流する]→[まとめる]

## 3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

### 1) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の行動、言動を模範としている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるため、本校のすべての教職員は、高い倫理観をもって、子どもたちの良きモデルとなる。

### 2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。

そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

### 3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。

#### 【子どもたちの主体的な参加による活動】

児童会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進めることは、効果的な方法である。

#### ①異学年活動

- ・新入生を迎える会の開催、上級生による本の読み聞かせ、6年生の1年生への清掃手伝い、くすのき活動(くすのき出会いの日、くすのき遠足)など、縦割りのグループによる活動

#### ②実行委員による学校行事などの運営

- ・宿泊行事や運動会等大きな行事を自主的に企画・運営

#### ③委員会活動

- ・児童会活動や、委員会活動を通して、主体的に学校全体にかかわる活動をする体験

## 4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわ

りを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

#### 1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

##### 【人権教育の取り組み】

他者を意識し、豊かな人間関係を構築する中で、お互いを理解し認め合い、相手を尊重する態度を養う。また子どもたちが、相手の立場に立って考えたり、人の痛みを思いやったりすることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### 2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

##### 【道徳教育の取り組み】

- ・「わたしたちの道徳」の中の資料を読み合い、発達段階に応じた指導を行う。
- ・「思いやり」「協力」の大切さを、日々自覚できるように、資料を選んで、道徳の時間を構成する。

#### 3) 体験学習の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。学校教育活動においても、福祉体験やボランティア体験、ゲストティーチャーによるキャリア教育など「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開する。

##### 【体験学習の取り組み】

- ・4年生で視覚障がいや聴覚障がいの方をゲストティーチャーにお招きし、日々の生活の中でのご苦労や楽しみ等を聞き取りし、一緒に歌を歌ったり、給食を食べたりして、交流を深める。
- ・5・6年生は、宿泊行事、平和学習、農業体験などで体験学習に取り組むとともに、様々な立場のゲストティーチャーを招き、社会との関わりを意識し、自身のキャリアをイメージする取り組みを行う。

#### 4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

##### 【コミュニケーション活動の具体的取り組み】

・学校全体で、自身の「もちあじ」についての取り組みを行い、自身のもちあじを認識し、自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深め、多様性を認め、豊かな人間関係を育む取り組みを推進する。

## 5 保護者や地域の方への働きかけ

PTA運営委員会や学級懇談会、保護者会等において、学校におけるいじめの状況や、学校の指導方針などを可能な範囲で定期的に提供し、意見交換する場を設け、地域・保護者の協力を得る。

### 【授業参観・人権参観】

・授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開し、学校での子どもの姿を共有する。

・人権参観でいじめに関する授業を行い、保護者も参加し、一緒にいじめについて考える機会を設定する。

### 【学年通信・ブログ・ホームページ】

・年度当初に、当基本方針について広く周知するとともに、ホームページへ掲載する。

・学級活動で、「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合う場を設定し、取り組みの趣旨や内容を学年通信・学校ブログ等で紹介し、積極的に学校でのいじめに関する取り組みを保護者に周知し、家庭と連携した取り組みの充実を図る。

### 【教職員間の情報共有】

・定期的に職員会議などの場で、児童の様子を報告し、元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化やいじめにつながる学級・学年集団の変化の様子を教職員で共有する。共有した情報を基に、どの教職員も、保護者や地域と接するときに、個人の判断ではなく、学校としての判断や根拠による正確な情報をもってコミュニケーションを図る。

### Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築が重要である。一方で、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、子どもたちに関わる事象について、定期的に教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携していじめにつながる情報を早期に収集する。さらに、いじめを発見した場合や、いじめの発生が懸念される事案が生じた際には、「校内いじめ対策委員会」で共有し、学校組織として速やかに行動できる体制を構築する。

#### Ⅰ 教職員のいじめに気づく力を高める

##### 1) いじめられた側の子ども・保護者に対して

###### ①子どもに対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

###### ②保護者に対して

- ・いじめを発見したその日のうちに、速やかに保護者に事象の報告を行い、事実関係を伝える。
- ・いじめに対する学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ・事象により、SCやSSWなどの関係機関を紹介し、組織的に対応できることを知らせる。

##### 2) いじめた側の子ども・保護者に対して

###### ①子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取り、事象が生じた背景を分析する。また、聞き取りを行う際には、複数教員で行い、記録を取る。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

###### ②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・「二度といじめをしない」という気持ちを持たせるために、今後のかかわり方などを一緒に考え、

具体的な助言をする。

### 3) 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・児童心理に十分配慮した上で、いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### 4) いじめ解消後の取り組み

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談や定期的な面談、連絡帳などで積極的に児童、保護者とかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を十分検証し、再発・未然防止のための取り組むことを検討し、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

## 2 いじめ発見のきっかけ

### 1) 子どもたちの立場に立つ

・一人ひとりの児童を人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、常に人権感覚を磨き、子どもたちの言葉を正しく受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという強い意志と姿勢をもつ。

### 2) 子どもたちを共感的に理解する

・教職員は、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

### 【いじめの発見への取り組み】

- ① 学年やグループ研(低・中・高学年別の集団)を中心とした子どもの様子の交流
- ② 全職員で子どもの様子の報告(隔週月曜日)、校内支援委員会、支援学級在籍児童実態報告会など、あらゆる機会での子どもの様子を組織的に共有する。
- ③ 学習支援ソフト tomoLinks の相談機能等、複数の効果的な相談手段を整備のうえ周知し、相談しやすい環境をつくる。

### 3 早期発見のための手だて

#### 1) 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に気を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、子どもの日々の遊びや会話等の中で、いじめにつながると思われる些細な言動や行動を見逃さない。

#### 2) 観察の視点 ～集団を見る意識が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる傾向が見られる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのような状態であるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、速やかにグループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

#### 3) 保護者との連携 ～早期の報告・連絡～

日頃から、保護者との連携を密にとり、保護者にも家庭での様子やサポートをお願いする。また、必要に応じて、支援コーディネーター、管理職とも協力し、チーム対応を検討する。

#### 4) 教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

学校生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的にスクールカウンセラーとの相談日を設けて、全児童・保護者を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

#### 5) いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～

定期的にいじめ実態調査(箕面ステップアップ調査)を実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法について十分配慮する。

### 4 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

#### 1) 本人からの訴えには

- ・「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で心身の安全を守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ・事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、発言に疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

## 2) 周りの子どもからの訴えには

- ・いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちと隔離し、安心できる場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

## 3) 保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ・問題が起こった時だけの連絡ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- ・子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。
- ・児童・保護者に「箕面市人権政策課子ども・いじめ相談係」の周知を図る。メール・スマートフォン・電話等、複数の相談手段を周知して、児童が自ら相談しやすい環境をつくる。さらに、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

## 5 地域の協力を得る

学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場として、「学校協議会」を年3回実施している。その他、地域団体の会合などにも積極的に参加し、学校の様子や、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報発信し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

また、民生委員・児童委員、青少年指導員、子ども会、青少年を守る会等の地域の各種団体から、児童や学校の安全に関する気になる情報があればすぐに学校へ連絡いただくよう、日頃から積極的に交流を図り、安心安全の見守り体制づくりに努める。

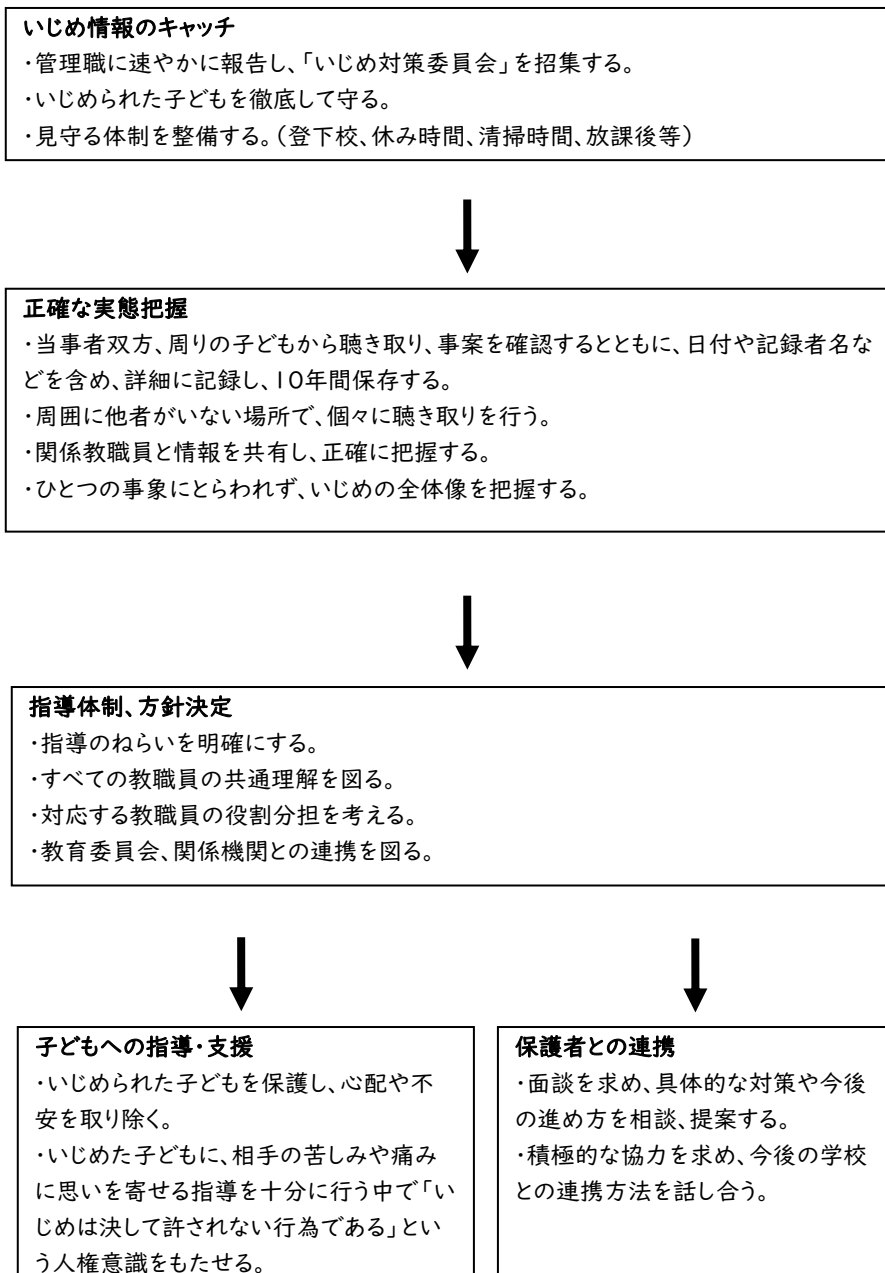
## IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。また、子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

いじめを発見した場合には、速やかに管理職に報告し、「校内いじめ対策委員会」で共有する。

いじめに関する対応経過や資料等は、可能な限り詳細な事項まで記録するとともに、10年間、校内で厳重に管理、保存する。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ





#### 今後の対応

- ・いじめられた子どもも、いじめた子どもも、継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## V SNSやインターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止には、児童のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。

また、早期発見には、SNS 等を見たときの表情の変化や、スマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等の記録を残すと同時に、書き込み内容・画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### 1 SNSやネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をLINEグループなどに書き込んだり、画像を送ったりする方法により、いじめを行うもの。

#### 【特殊性による危険】

- ・匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ・匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ・一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に悪用されたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ・時間。場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。
- ・パソコンやスマートフォン以外に、家庭用ゲーム機など、様々な機器から容易にインターネットにアクセスできる状況である。

### 2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

### 1) 保護者に伝えたいこと

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話やスマートフォンを持たせる必要性について十分検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・インターネットやSNS上で子どもたちが交わしている発言や、ゲームなどでの課金状況について、家庭で十分確認し、異変があれば速やかに家庭で指導すること
- ・「ネット上のいじめ」は、様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、学校や警察へ相談すること

### 2) 子どもたちに理解させるポイント

常に最新の情報の入手に努め、インターネットの特殊性による危険な事象や、子どもたちが陥りやすい心理状況を踏まえた指導を継続して行う。

#### 【インターネットの特殊性を踏まえて】

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、回収することが極めて困難であること

### 3 早期発見・早期対応

#### 1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・いじめ内容を認識した際には、速やかに書き込み内容や画像等の記録を残す。
- ・記録を残した後、被害の拡散を防止するため、速やかに書き込み内容の削除や、LINEグループ内の誹謗中傷への対処など、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言する。併せて、事案解決に向けて、調査への積極的な協力を求める。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、市教育委員会や警察等の専門機関と連携する。

#### 【指導のポイント】

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

#### SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の対応

【指導のポイント】

- ・発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。
- ・実際に箕面市内でも、SNSによるいじめが発生している事実があること。

## VI いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめへの取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。学校においては、いじめへの組織的な取り組みを推進するため、いじめに特化した「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し、「校内いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、学校が定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

### 1) いじめ対策委員会の設置について

・いじめ対策委員会は、校長、教頭、生活指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーはいじめの実態等に応じて柔軟に対応する。

### 【いじめの防止等の対策のための組織】

#### ①校内いじめ対策委員会(校内支援委員会)

・校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成。必要に応じて当該児童の学級担任や支援学級担当者等も参加。  
・毎月定期的に開催し、いじめの未然や事案発生時の対応検討を行う。さらに、気になる児童の様子なども共有し、学校運営における児童対応の企画、立案を行う。

#### ②ケース会議

・いじめ事案に応じて、管理職や生活指導担当、支援コーディネーターを中心に随時開催。個別事案の分析や、解決に向けて対応方針や方向性を確認する。

### 2) いじめ年間指導計画の整備について

・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。  
・計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

### 3) 教職員研修の充実について

・市などが開催するいじめに関する各種研修に積極的に参加できるように、校内体制を構築する。  
・定期的に開催している職員会議や、子どもの様子の情報共有の時間を活用し、いじめに対する学年別の対応事例等を共有するなど、限られた時間を有効に活用し、可能な限り校内研修を実施する。  
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、具体的いじめ事例の研究等を行い、専門的な見地からの助言を受け、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。  
・勤務経験の浅い若手教職員に対して、ベテラン職員がいじめ対応のノウハウを継承できるように風通しの良い職場環境を構築する。

## VII 重大事態への対処について

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や臨時保護者会の開催を実施し、誠実な対応に努める。

### 【調査を要する重大事態の例】

#### ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

#### ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義(文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

「『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。」

#### ③その他の場合

- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合



【改訂経過】

平成26年(2014年)4月 初版策定

平成28年(2016年)6月 一部改訂

令和 4年(2022年)3月 一部改訂

令和 8年(2026年)4月 一部改訂